

# 新しい法律のご案内

## LINE UP

- 副会長の任期満了を迎えるにあたり ……1頁
- 物流の2024年問題 ……2頁
- 残業時間によらず賃金総額が固定された給与支払を  
違法とする最高裁判決 ……3頁
- 事務局たより ……4頁



Illustrated by  
upklyak / Freepik

## 副会長の任期満了を迎えるにあたり ～1年間貴重な経験をさせていただきました～



弁護士 高江 俊 名

### 1. 組織運営に共通する課題への取組

2023年4月から、大阪弁護士会の副会長に就任してまいりましたが、1年の任期の終わりが近づいてきました。

大阪弁護士会は、現在、5000人を超える会員弁護士がおり、100人以上の事務職員が仕事をしています。

このような大きな組織の執行部としてその運営にたずさわることができたのは、私にとって貴重な経験であり、今後、弁護士として仕事をしていくうえにおいても、この1年間の経験は、色々なところで役に立つことになるものと思っています。

弁護士会が現在抱えている課題には、他の企業などの組織が抱えているとお聞きする課題と共通するものも少なからずあります。

一例を挙げれば、役員（会長・副会長）の中に女性の数が少ないという課題があります。

大阪弁護士会では、会長1名と副会長7名がおり、ここ何年かは、うち1名は女性がいる状態が続いてきましたが、私が副会長となったこの1年は、会長・副会長が全員男性で、女性が一人もいない状態となりました。次年度は副会長のうち2名が女性となりますが、平均すると、8名のうち女性の役員は1名しかいない状態が続いてきていることになります。

この課題への取組として、大阪弁護士会は、男女共同参画基本計画を策定しており、その計画では、役員の中の女性の割合を、会員全体の中での女性の割合（現在約2割）

と同程度以上とする、ということを目標として定めています。今年度は、基本計画の更新の時期にあたり、その割合をさらに高めて30%以上とすることを基本計画に書き込むことになりました。弁護士会としては、現時点ではハードルの高い目標ですが、基本計画に目標として掲げることで、役員の仕事のあり方などが見直され、改革がなされていくことになるのだと思います。

ちなみに、日本弁護士連合会では、2024年4月に、初めての女性会長が誕生します。折しも、この4月から、NHKの連続テレビ小説で、日本初の女性弁護士が主人公のモデルとなったドラマがスタートするということであり、楽しみにしています。

### 2. 「新しい法律」に関すること ～離婚後の「共同親権」導入について～

副会長として担当したことで、「新しい法律」に関することについて一つ触れておきますと、家族法改正について審議してきた法制審議会が、2024年2月、離婚後の親権に関して、「共同親権」の制度を導入することなどを内容とする法改正の要綱を法務大臣に答申したことが報道されました。

「共同親権」制度の導入については、大阪弁護士会が毎年5月に開催している「憲法週間記念シンポジウム」でこの問題をテーマとして取り上げた際に、私とそのシンポジウムの準備の担当となり、パネルディスカッションのコーディネーターを務めたりもしたことから、法制審議会での議論状

況について関心を持って見てきました。

紙幅の関係もありますので、制度改正の内容に関することについては、国会で法案が正式に成立した後に改めてご紹介するようにしたいと思います。

## 物流の2024年問題

### 1. 「物流の2024年問題」とは

今年4月からトラックドライバーの残業時間の規制が始まります。年間960時間、1か月平均80時間が上限になります。現在、かなりのドライバーがこの規制時間を超えて残業しています。一人あたりの運転時間が制限されますので、今後、全国の運送業の輸送能力が不足して、物を運べなくなったり、配達が遅れたりするのではないかとされています。何も対策をしなければ、2030年には34%の輸送力不足に陥るとわれています。これが「物流の2024年問題」です。

### 2. 働き方改革による長時間労働の抑制

少子高齢化が進み、いわゆる現役世代が少なくなっています。そのなかで、仕事と子育て、介護などとの両立ができる働き方のニーズが高まっています。また、長時間労働は健康を害しますので、その抑制が必要です。

そこで、2018年に「働き方改革関連法」ができ、残業時間の上限規制、年5日の有給休暇の取得の義務付け、非正規労働者の待遇の改善などが決まりました。残業時間は、それまで規制はなく、労働基準法ができて以来の大改革でした。

ただ、運送業は長距離運送などがあり、残業の規制は早期の対応が難しいとして、5年間、適用が猶予されてきました。他に、建設業と医師も適用が猶予されてきました。

### 3. 運送業も今年4月から残業時間の上限などを規制

今年3月で猶予が終わり、いよいよトラックドライバーにも働き方改革関連法が適用されます。

#### (1) 残業時間の上限規制

残業とは、1日8時間、1週間40時間を超えて働くことを言います。残業は法律では原則禁止ですが、労使が「36協定」で合意をすれば、労働者に残業をさせることが認められます。

### 3. お礼

最後に、1年間、貴重な経験をさせていただいたことについて、皆さまにお礼申し上げたいと思います。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。



弁護士 松 森 彬

残業時間の上限は、一般的には年間360時間までですが、運送業だけは年間960時間までと緩やかな規制にされています。

残業時間の規制は罰則もあります。会社が違反すれば、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。

#### (2) 拘束時間の規制の強化

また、拘束時間等についての告示が改正されました。ドライバーの始業から終業までの拘束時間（労働時間と休憩時間の合計）は、これまでは原則13時間以内、最大16時間以内でしたが、4月からは、原則は同じですが、最大が15時間以内に規制されます。宿泊を伴う長距離運行は週2回まで16時間（14時間超は1週間2回以内）です。長距離輸送の場合、これまでと同じ運行では、告示違反になる場合が出てきます。

#### (3) 残業の割増賃金の引き上げ

月60時間を超える残業時間についての割増賃金率は、かつては25%でしたが、昨年4月から50%に引き上げられました。

### 4. 国、運送事業者、荷主に対策が求められる

物流は大変重要な社会インフラです。ただ、それを支えるトラックドライバーは労働時間が長く、平均賃金は他の産業より低いことがわかっています。そこで、かねてから深刻なドライバー不足が指摘されてきました。

政府も、この問題の重大さを認めており、国土交通省は、2023年6月に「商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容」の3つを柱にした対策をまとめました。今年2月13日には、「物流総合効率化法」と「貨物自動車運送事業法」の改正案が閣議決定されました。改正法では、荷主と運送事業者に対して、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課される予定です。

対策の一つである「商慣行の見直し」とは、これまでドライバーがサービスでしていた積み込み等の作業を荷主側が行うことや、トラックが積み降ろしの順番を待つ荷待ちの

時間を削減することなどです。

また、ドライバーは、残業が減って働きやすくなる一方で収入が減る懸念があります。ドライバーの待遇改善のためには、荷主側から妥当な運賃が支払われることが必要です。そこで、国交省は3月に標準的運賃を8%引き上げるとしています。

消費者も、再配達削減などについて理解と協力をする

必要があるかもしれません。

運送業は中小企業が多く、運送事業者だけで解決するのは難しいと思われます。国の施策、運送事業者と荷主の双方による対策、消費者の理解などにより、運送業の働き方改革を実現するとともに、物流が停滞しないようにすることが求められます。

## 残業時間によらず賃金総額が固定された 給与支払を違法とする最高裁判決



弁護士 柳本千恵

### 1. 事案の概要

最高裁は、令和5年3月10日、残業時間にかかわらず賃金総額が固定された給与体系の適法性が争われた事案において、地裁及び高裁の判断を覆し、違法とする判断をしました。

この事案は、トラック運転手として平成24年から平成29年までY社に勤務していたXが、Y社に対し、時間外労働に対する賃金の支払い等を求めたものです。

Y社では、従前、時間外労働の長さとは関係なく、業務内容等に応じて月ごとの賃金総額が決められており、その賃金総額から基本給と基本歩合給を差し引いた額を時間外手当とする賃金体系（旧給与体系）が採用されていました。

Y社は、平成27年に労働基準監督署から労働時間の管理に係る指導を受けて、就業規則を変更し、トラック運転手の給与について、以下のような「新給与体系」を定めました。

#### 【新給与体系】

##### ① 基本給等

基本給・基本歩合給等

##### ② 割増賃金

業務内容等に応じて決められた月ごとの賃金総額から、①基本給等の合計額を差し引いた額を割増賃金とする。

割増賃金は、③時間外手当（基本給等を通常の労働時間の賃金として、労働基準法37条に定められた方法により算定した額）と④調整手当（割増賃金から時間外手当の額を差し引いた額）で構成される。

新給与体系の下でも、業務内容等に応じて決められた月ごとの賃金総額は旧給与体系の時と同じで、従業員に支払

われる賃金の総額に変化はありませんでした。新給与体系では、基本歩合給が大幅に減額され、その代わり、新たに、割増賃金として、⑤調整手当が導入されました。

### 2. 最高裁の判断

(1) これまでの判例は、割増賃金の支払の有効性に関して、労働基準法37条等に定められた額を下回らない額であることのほか、①時間外労働に対する対価として支払われるものであること（対価性）、②基本給部分と割増賃金部分を明確に判別できること（判別性）を要件としています。

本件の地裁と高裁は、③時間外手当と④調整手当について別々に判断し、③時間外手当は、適正に労働時間を管理した上で就業規則の定めに基づき支払われており、対価性及び判別性要件を有すると判断した一方、④調整手当については、これらの要件を有しておらず、割増賃金には当たらない（割増賃金算定の基礎賃金に含まれる）と判断しました。

(2) これに対し、最高裁は、③時間外手当と④調整手当を区別せず、対価性及び判別性要件は本件割増賃金全体について行うべきであるとしたうえで、本事案の具体的事実関係に照らして、本件割増賃金は対価性及び判別性要件を有しておらず、新給与体系による支払いは違法であると判断しました。

すなわち、本事案では、③時間外手当の算定の基礎となる通常の労働時間の賃金（基本給、基本歩合給等を合わせた金額）が、旧給与体系下の1時間あたり1300円～1400円程度から、新給与体系下では1時間あたり840円へと大きく減額され、減額された金額が④調整手当に振

り替えられました。

その結果、⑥調整手当は、通常想定された時間外労働手当を上回る金額になっていました。

そのため、新給与体系への移行により、割増賃金（④時間外手当と⑥調整手当の合計）は、実際の勤務状況に照らして想定しがたい程度の長時間の時間外労働を見込んだ金額になり、どれだけ残業をしても賃金の額が増えないという賃金体系が導入されたのです。

最高裁は、このような事実関係に照らして、新給与体系について、所定の賃金総額を超えて割増賃金が生じないようにするために、旧給与体系で基本歩合給として支払われていた賃金の一部について、名目のみを割増賃金に置き換えて支払うことを内容とする賃金体系であって、本件割増賃金には、通常の労働時間の賃金として支払われるべき部分を相当程度含んでおり（対価性を否定）、本件割増賃金は、通常の労働時間の賃金と労働基準法37条の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないとして（判別性を否定）、労働基準法37条の割増賃金が支払われたものということではできないとの判断を示しました。

### 3. おわりに

固定残業代制度に関して、平成30年7月19日の日本ケミカル判決では、一定の条件を満たす場合には有効と判断されていました。しかし、その後、令和2年3月30日の国際自動車第二次上告審判決では、名目だけの「割増賃金」を支払い、いくら残業をしても賃金の額が増えない賃金体系について違法とする判断がされ、また、今回の最高裁判決でも、具体的事案に対する判断ではありますが、いくら残業をしても賃金の総額が増えない「名ばかり」の残業代の取り決めは無効であることが示されました。

今回の最高裁判決には、固定残業代制度に関して、草野耕一裁判官の補足意見が付されています。補足意見では、非生産的な時間外労働が生じる事態を回避するために使用者が固定残業代制度を利用しようとすることは経済合理的な行動として理解し得ると述べてつも、通常の労働時間の賃金として支払われるべき金額が、名目上は時間外労働に対する対価として支払われる金額に含まれている事態を「脱法的事態」と厳しく批判し、固定残業代制度以外の方法を用いて、非生産的な時間外労働の発生を抑止するよりほかはないとの意見が述べられています。



## 事務局たより

### 2024年の目標

大浜 愛子

事務局通信は年末に書かせて頂くことが多いので、毎回、その年を振り返りがちな内容になりますが、今回は2024年の目標を発表したいと思います。どちらも今のところ今日まで続いています。1年続けられるよう頑張ります。

#### 1 毎日ラジオ体操

YouTubeでラジオ体操第1、第2を流してリビングで体操をしています。約6分30秒の体操のあとは、手足の先まで血液が流れたような感覚です。

#### 2 酢人参

高血圧予防、血糖値とお肌に良いと聞いて、酢人参を食前に必ず食べるようにしています。

私も健康を意識する年頃となりました（笑）

### 南部箒

田村まゆか

昨年の7月に岩手県九戸村で作られる南部箒を購入しました。こちらの箒は穂先のホウキモロコシを自然栽培され、刈り取りも仕分けも作る工程全てが手作業です。穂先の縮れ具合と柄の装飾によってお値段が変わります。私が使う箒は10万円のもので、箒に10万と驚かれますが、フローリングもカーペットもこの箒で掃除します。カーペットに入り込んだゴミまで本当に良く取れます。ペルシャ絨毯など販売される方は、この箒でないとゴミが取れないと言われて使われます。電気代もかからずいつでも掃除ができて、長年使えます。30年も使い続けられる方もいらして一生物です。

箒で掃く心地よさ。シュッシュッという音。心の垢も取り除ける箒。お値段以上の価値を感じる毎日です。

## あ と が き

事務所ニュースの春号をお送りさせていただきます。

今回は、「副会長の任期満了を迎えるにあたり」、「物流の2024年問題」、「残業時間によらず賃金総額が固定された給与支払を違法とする最高裁判決」、事務局たよりを掲載しています。

2024年（令和6年）3月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階  
電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/> 西天満総合法律事務所 （ホームページには地図も掲載しています）

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江 俊 名

弁護士 松 森 彬

弁護士 柳 本 千 恵